

未利用普通財産分類結果

令和4年4月1日現在

区分 A

条件整備が整っており、公有財産利活用検討委員会及び用地取得等調整会議で審議、決定後、一般競争入札等により、随時に売却処分が可能である財産
※現地建て看板、広報紙、ホームページ等に広く売却情報を公開し、一般競争入札等により、順次、売却処分を行う。

番号	所在地	地目	面積	備考
1	代宿 56 番 1	宅地	182.40	

区分 B

条件整備に必要な事務を完了すれば、売却処分が可能と見込まれる財産
※境界等に問題のない測量など、作業進捗が予測できる事務を残す場合は、速やかに対処し、区分 A への移行を目指す。

番号	所在地	地目	面積	備考

区分 C

条件整備に必要な問題が解決していないなど、売却処分までに相当の準備期間が見込まれる財産
※財産処分に必要な接道要件、境界確定、不法占拠、立地条件、形状等の問題解決に着手する。問題の難易度や処理経過により区分を変更し、処分又は利活用の再検討を行う。

番号	所在地	地目	面積	備考
1	神納 1932 番 他 1 筆	宅地	957.21	
2	上泉 634 番 1 他 2 筆	宅地	339.77	

区分 D

利用目的について協議の上取得したものであり、売却処分が可能か調査・検討する必要があるため、当分の間、貸付として位置づけられる財産
※区画整理組合などから利用目的を協議の上取得したもの等であり、取得に至るまでの経緯調査や処分等に係る調整・検討を行う。

番号	所在地	地目	面積	備考
1	長浦駅前 6 丁目 13 番 6	宅地	123.63	
2	長浦駅前 6 丁目 17 番 12	宅地	163.95	
3	長浦駅前 8 丁目 4 番 9 他 1 筆	宅地	497.21	
4	滝の口 306 番 93	山林	256.00	

区分 E

今後、利活用する予定があることから、利活用方法が決定するまでは、民間等へ貸付として位置づける財産

※各課等へ利活用調査を実施した結果、今後、利活用予定がある又は検討していると報告があった財産であり、事業担当課と協議・調整を行う。

番号	所在地	地目	面積	備考

区分F

100㎡を超える土地であるが、条件整備が困難であり、隣接地権者以外には利用が困難など、市場性が低いことから継続保有が見込まれる財産

※山林、原野又は斜面などを形成しているなど立地条件が悪いことや、現況と公図（赤道、青道が含まれているなど）が、相違しているため、相当の調査を要する。維持管理費と比較検討しながら、売却・貸付等の弾力的な取扱いを検討し、遊休化を防ぐ。

番号	所在地	地目	面積	備考
1	久保田 50 番 2 他 2 筆	山林	379.00	

区分G

100㎡以下の土地で、隣接地権者以外には利用が困難など、市場性が低いことから継続保有が見込まれる財産

※100㎡以下の狭小地、不整形又は袋地等であり、隣接地権者以外による利用が困難である。これらの財産については、隣接地権者等から取得要望等があった場合は、随意契約による売却等を検討する。

番号	所在地	地目	面積	備考
1	神納 928 番 2	雑種地	3.97	
2	奈良輪 15 番 1	雑種地	84.00	
3	奈良輪 2 丁目 1 番 16	宅地	16.01	
4	百目木 509 番 1	原野	95.00	